

## 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正について（改正概要）

### 1 改正の趣旨

令和4年4月、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準である「六価クロム」について、新たな知見を踏まえ、基準値の変更が行われました。また、「大腸菌群数」について、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことを踏まえ、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標である「大腸菌数」に見直されました。

これを踏まえ、令和5年12月、水質汚濁防止法の排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）等が改正される予定であり、排水基準等が次のとおり見直されます。

#### 【排水基準】

- ・六価クロム化合物の許容限度を「0.5 mg/L」から「0.2mg/L」とする。
- ・「大腸菌群数」を「大腸菌数」とし、許容限度を「3,000 個/cm<sup>3</sup>」から「800CFU（コロニー形成単位）/ml」とする。

#### 【地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準】

- ・六価クロム化合物の基準値を「0.05 mg/L」から「0.02 mg/L」とする。

この改正を受け、横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）を一部改正し、公共用水域に排出される排水の規制基準等を見直します。

### 2 改正の内容

#### (1) 公共用水域に排出される排水の規制基準

##### ア 六価クロム化合物

(ア) 規則別表第11で定める六価クロム化合物に係る排水の許容限度を「0.5mg/L」から「0.2mg/L」へ改めます。

(イ) 今般の水質汚濁防止法の排水基準の改正において、電気めっき業に属する特定事業場からの排水には暫定排水基準が適用されることを踏まえ、次の業種について暫定の排水の許容限度を設定します。

業種 : 電気めっき業

暫定の許容限度 : 0.5mg/L

適用期間 : 3年間

##### イ 大腸菌群数

規則第34条第3項で定める規制基準の項目を「大腸菌群数」から「大腸菌数」へ改めるとともに、規則別表第12の2で定める許容限度を「3,000 個/cm<sup>3</sup>」から「800CFU（コロニー形成単位）/ml」へ改めます。

#### (2) 地下水浄化基準

規則別表第15で定める六価クロム化合物の基準値を「0.05mg/L」から「0.02mg/L」へ改めます。

### 3 施行予定日

#### (1) 公共用水域に排出される排水の規制基準

##### ア 六価クロム化合物

令和6年4月1日

なお、経過措置として、施行日前に設置された事業所（建設工事中のものを含みま  
す。）に対しては、令和6年9月30日まで（水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる  
施設を設置する事業所については、令和7年3月31日まで）、従前の基準0.5 mg/Lを  
適用します。

##### イ 大腸菌群数

令和7年4月1日

#### (2) 地下水浄化基準

令和6年4月1日

### 4 その他

上記以外に、法律名の改題に伴い、規則第88条の2及び第90条の2第1項における  
「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の  
向上等に関する法律」に改めます。

施行予定日は令和6年4月1日。